



第124回九州市長会が 都城で開催されました

昭和31年から毎年2回、春と秋に開催される九州市長会。九州・沖縄の119市長が一堂に会し、連携と地方自治の発展に寄与することを目的に組織されています。今回は、5月14日・15日の2日間にわたって開催された第124回九州市長会の模様を紹介します。

◎問い合わせ 秘書広報課 ☎23-3174

トピック

池田市長が 市政運営の取り組みを講演

2日目の意見交換会では、池田市長が「結果を出す自治体経営 ～ひとマチも『気』が大事!～」をテーマに講演。自治体運営には経営感覚が必要であることに加え、就任以来取り組んでいるあいさつの励行や接遇の向上、組織活性化などについて実例を交えながら紹介しました。各市長からは、組織運営の難しさや池田市長の発言に対する共感の声寄せられていました。

初日の九州市長会では、総会をはじめ各種会議で意見交換がなされました。総会では、九州市長会会長の森博幸ひろゆき鹿児島市長が「令和の新たな時代に、これまで以上に各市が連携し、直面するさまざまな課題に対応していきたい」とあいさつ。14議案が提案され、国に対する災害対応力強化のための支援要請や、地域医療や保健、福祉施策の充実強化、学校教育の充実などについて議論が交わされ、全議案が可決成立しました。

深まった連帯感

本市での開催は、17年ぶり3回目。令和の新たな時代を迎えて初開催となる今回は、九州・沖縄の119市のうち111市長と夫人、随行者など約360人が本市を訪れました。

本市の公共施設や生産の現場を巡る行政視察では、霧島酒造志比田工場や㈱ダンロップゴルフクラブ、Maimaiなどを視察。特色ある取り組みの説明を受けた視察団は、感嘆の声を上げていました。

都城の元気、やる気を視察

昼食会や意見交換会では、本市自慢の肉と焼酎を中心に、さまざまな地元食材を使い趣向を凝らした料理を提供。九州・沖縄の市長に都城の魅力を積極的にPRしました。

肉と焼酎のふるさと・都城を徹底PR!

本議決を持って、九州市長会としての国への要請などが行われます。

市民税・県民税(住民税)の内容が改正されました

配偶者特別控除の適用要件の見直しや住宅ローン控除の拡充、医療費控除など、市民税・県民税の主な改正内容について紹介します。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

配偶者特別控除が適用される配偶者の所得要件が拡大

配偶者特別控除の要件を次のとおり見直し、平成31年度の個人住民税から適用します。

- 所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を、155万円(合計所得90万円)に引き上げます
- 納税者本人に所得制限を導入します

例 **納税者**



合計所得が
900万円以下

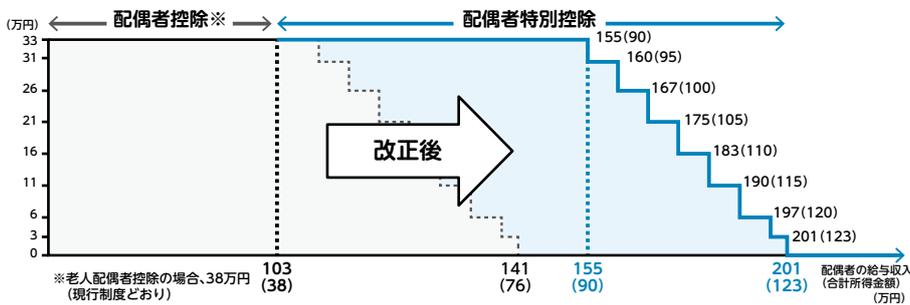
配偶者



給与収入のみ
155万円
合計所得90万円

控除額 **33万円**

納税者本人の受ける控除額



納税者本人の所得制限

給与1,120万円(合計所得金額900万円)から減額開始し、
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

住宅ローン控除の拡充

住宅ローン減税制度は、毎年の住宅ローン残高の1割を10年間所得税から控除し、所得税で控除しきれない額については控除限度額の範囲内で、住民税からも控除がある制度です。

消費税率10割が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日

までの間に居住した場合には限り、控除期間が10年から13年に延長されます。



医療費控除

医療費控除明細書添付の義務化

これまで、医療費控除の申告をする際は、医療費の領収書が必要でしたが、領収書に代わって年間の支払金額を整理した「医療費控除の明細書」の添付が義務付けられました。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)があれば、明細書の記入を省略できます。

※領収書などは、自宅で5年間保管する必要がありますので、ご注意ください。税務署などから領収書を取求められる場合があります

セルフメディケーション税制

特定健康診査や予防接種、定期健康診査などの健康維持や疾病の予防の取り組みを行う納税義務者が、一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品)および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品を購入した場合、年間1万2千円を超えて支払った費用について、1万2千円を超える額(上限8万8千円)を所得控除できる特例です。この特例を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられません。

対象医薬品など詳しくは、厚生労働省のホームページで確認ください。



ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい自治体を、寄附金で応援する制度です。6月からふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度が運用されます。寄附を行う場合は、ふるさと納税の対象団体であるか確認ください。

